

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会

第1回千葉県最低賃金専門部会

議事録

令和3年7月14日
13:30～14:05
千葉労働局1階会議室

令和3年度
千葉地方最低賃金審議会
第1回千葉県最低賃金専門部会

- 1 日時 令和3年7月14日(水) 13:30 ~ 14:05
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
 - 公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員
 - 労働者側委員
高柳委員、野田委員、阪口委員
 - 使用者側委員
渡部委員、稲葉委員
- 4 議題
 - (1) 地域別最低賃金に対する労使団体からの意見について
 - (2) 千葉県最低賃金について
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - (1) 千葉県最低賃金の改定決定に係る意見書・要請書(写)
 - (2) 法人企業景気予測調査 千葉県分(令和3年4月~6月期調査)
 - (3) 主要統計資料「都道府県資料編」「業務統計資料編」
 - (4) 千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係
 - (5) 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)
 - (6) 新型コロナウイルス感染症関係資料
 - (7) 目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追加要望資料
(中小企業の経営実態、中小企業の支援策)
- 6 議事内容

北川賃金室長補佐

定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。委員の皆様には、御多用の中、御出席を賜り誠に

ありがとうございます。

当専門部会の委員は、去る6月25日に開催された第422回本審議会において御説明したとおり、同審議会終了後に候補者の推薦に係る公示を行うなど所定の手続きを行い任命させていただきました。皆様の辞令につきましては、本来、労働局長から直接お渡しすべきところですが、時間の都合上、お席に置かせていただきました。御了承賜りますようお願い申し上げます。

本日は、第1回目の専門部会でございますので、部会長と部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

まず、本日の専門部会の成立について御報告いたします。本日は、使用者側の黒岩委員が所用により欠席されるとの連絡を受けております。したがって、公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

初めに、労働基準部長の城から御挨拶申し上げます。

○ 城労働基準部長

委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

中央最低賃金審議会ですが、報道にもございますとおり、目安小委員会の審議が大詰めを迎えており、昨日は午前2時半過ぎまで審議が行われ、今日は10時6分に再開との連絡を受けているところでございます。また、本日中に目安額が出されるのではないかと、マスコミ報道がなされているところでございます。目安額が示されましたら、当専門部会において制度の趣旨を踏まえた御審議をいただくこととなりますので、よろしく願い申し上げます。

令和3年7月1日に開催された中央最低賃金審議会の第2回目安小委員会におきまして、事務局から資料提出を行った賃金改定状況調査結果に誤りがあったとのことで、7月7日に開催された第3回目安小委員会において訂正した旨本省から連絡があったところでございます。私から、調査結果の代表的な訂正箇所を説明させていただきたいと思っております。

お手元に「賃金改定状況調査結果の訂正について」という資料がございます。これを1枚めくっていただくと第4表がございます。表が訂正後、裏が訂正前で、色のついた箇所が今回の訂正部分になります。千葉県はAランクですので、Aランクについて御説明させていただきます。令和3年の賃金上昇率については、当初0.3%と報告されておりましたが、正しくは0.5%ということでございます。令和2年の賃金上昇率については、1.4%と報告されておりましたが、正しくは1.5%ということでございます。特に、令和2年の調査結

果が昨年の最賃引上げに活用されているところですが、この部分が誤りということでございます。

集計誤りの原因でございますが、資料の最終ページを御覧ください。令和元年までは、L、N、Rの業種については「その他サービス業」として一括りで計算されておりました。それを昨年から細分化するということで、集計方法が変わりました。その際、LについてはMの母集団、MについてはPの母集団、NについてはLの母集団、PについてはNの母集団を誤って使用して集計してしまうというミスが生じたということでございます。

再発防止策としては、資料1枚目の裏に記載されている内容を徹底することでございます。

第4表については、当審議会においても審議における重要な指標として活用しているものでございます。その一方で、最低賃金改定の唯一の指標ではなく、当県における経済状況や春闘における賃上げの状況、物価指数等のデータ類を踏まえて御検討いただいた上で、総合的に勘案して審議・決定いただいているものと考えております。したがって、昨年の集計値の誤りが、昨年の審議に直接影響を及ぼすものではないと考えております。しかしながら、資料の正確性というのは議論の根本を成すものであり、信用性に関わる問題であると認識しております。本審議会の委員の皆様には、このような事態となりましたことを深くお詫び申し上げます。本省事務局におきましては、作業手順及び作業体制を見直し、再度の集計誤りがないよう再発防止を徹底するとしております。当審議会におきましても、私ども事務局として、委員の皆様を始め県民の皆様方からの信頼を失うことのないよう肝に銘じて徹底してまいります。引き続きの御指導をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今年につきましても、県内労働者の生計費や事業者の賃金支払能力を考慮の上、これまで同様に大所高所から御議論いただきますようお願い申し上げます。

○ 北川賃金室長補佐

それでは、部会長と部会長代理を選出させていただきます。なお、部会長と部会長代理は、最低賃金法第25条第4項で準用する第24条の定めにより、公益委員の中から選出していただくこととなります。先日開催されました公益委員会議での協議により、部会長に大澤委員、部会長代理に鈴木委員との話がございましたがいかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 北川賃金室長補佐

ただ今、部会長に大澤委員、部会長代理に鈴木委員が選出されました。それでは、これからの議事進行につきまして、大澤部会長、よろしく願いいたします。

○ 大澤部会長

城労働基準部長から中央最低賃金審議会の審議状況について報告いただきましたが、私としましては2年続いて目安額なしとの答申がないことを祈るばかりでございます。引き続き注視していきたいと思いますが、それはそれとして肅々と進めたいと思いますので、御審議、御議論の程よろしく願いいたします。

それでは、令和3年度第1回千葉県最低賃金専門部会の審議に入ります。なお、本専門部会は、運営規程第6条ただし書の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開といたします。

議題1の地域別最低賃金の改正決定に関する関係労使の意見について、事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

去る、6月25日に開催されました第422回本審議会におきまして、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会会長に、千葉県最低賃金の改正決定について諮問がなされ、これを受けて最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条第1項の定めるところにより公示を行い、関係労使から意見を求めたところでありました。そうしましたところ、日本労働組合総連合会千葉県連合会、JAM東京千葉千葉県連絡会から意見書の提出がございました。また、公示に先立って、日本労働組合総連合会千葉県連合会から要請書、JAM東京千葉千葉県連絡会などから要請書、千葉県労働組合連合会から意見書が提出されております。本日、資料1としてその写しをお配りしております。

意見の概要を御紹介します。

日本労働組合総連合会千葉県連合会からは、労働の対価にふさわしい水準を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。最低賃金法第1条に定める目的が達せられる改定額が決定されるよう審議会運営に努めること。千葉県の指標1,010円の早期実現を目指すこと。千葉県最低賃金の審議に当たっては、地域の労働者の実態についても反映した内容の審議とすること。近隣県との最低賃金の格差是正について配慮した審議とすること。中小・小規模事業者への支援策の周知、業務改善助成金の活用しやすい環境整備、最

低賃金の履行確保のための体制強化を求めるとの意見・要請でございます。

JAM東京千葉千葉県連絡会からは、全国平均1,000円以上を目指し、千葉県最低賃金の今年度の引上げ額を審議することとの意見・要請でございます。

千葉県労働組合連合会は、千葉県の最低賃金を直ちに時給1,500円以上に引き上げること。最低賃金を全国一律最低賃金制度に改正すること。最低賃金と生活保護との整合性を図る算定方法として、生活保護の級地や公課負担の補正の際には千葉市の値を用いること。千葉県最低賃金審議会において意見陳述の場を設けること。中小企業・小規模事業者への負担軽減策として支援制度の拡充を求めるとの意見でございます。

以上でございます。

○ 大澤部会長

事務局から関係労使の意見について説明がありましたが、このことについて何か発言はございますか。

○ 一同「意見なし」の声

○ 大澤部会長

以上のとおり関係労使の意見を確認しました。なお、千葉県労働組合連合会は、意見書において意見陳述の場を設けるよう求めておりますが、6月25日の本審議会及び運営小委員会で協議し、意見陳述の場を8月2日に開催する第423回本審議会に設ける決定を行っております。

議題2の千葉県最低賃金についてですが、本日配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

お手元にお配りしている資料について御説明いたします。

資料2は、法人企業景気予測調査千葉県分の令和3年4～6月期調査の結果でございます。なお、6月25日の本審議会では、1～3月期調査の結果を提出したところですが、その後、4～6月期調査分が公表されましたので、改めてお示しするものでございます。

資料3は、中央最低賃金審議会の第1回目安に関する小委員会の資料から「都道府県資料編」「業務統計資料編」の一部を抜粋したものです。

まず、「都道府県資料編」についてです。30ページの「各種関連指標(都道府県別)」では、千葉県の1人当たりの県民所得は319万円で全国12位で

すが、標準生計費は全国5位となっております。次のページの「有効求人倍率の推移(都道府県別)」をみますと、昨年度の千葉県の有効求人倍率は0.98倍でございました。次のページの「失業率の推移(都道府県別)」につきましては、昨年度の千葉県の失業率は2.7%でございました。

続きまして、「業務統計資料編」についてです。40ページは「令和2年度地域別最低賃金の審議・決定状況」でございませう。41ページは「目安と改定額との関係の推移(都道府県別)」でございませう。こちらは過去10年間の推移となりますが、千葉県は目安額と同額か若干高めとなっております。45ページは「地域別最低賃金引上げ率の推移」でございませうが、昨年度は0.22%の引上げでございました。46ページは全国の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」でございませう。

続きまして、資料4は「千葉県最低賃金の引上げ額と目安額との関係」でございませう。平成14年から令和2年までの千葉県最低賃金引上額と目安額との差を表にしたものでございませうが、この間、目安額を下回ったことはございませう。

資料5は「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(全国と千葉県)」でございませう。上段が全国計で、下段が千葉計となります。令和2年度の結果をみますと、全国計では、違反率8.1%で、法違反事業場の53%が「適用される最賃額を知っている」とのことです。千葉計では、違反率52.2%で、法違反事業場の50%が「適用される最賃額を知っている」とのことです。なお、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、監督の実施を一部延期しておりますので、例年より件数が少なくなっております。

資料6は、「新型コロナウイルス感染症関係資料」で、6月17日に中央最低賃金審議会で使われた資料から抜粋しております。3ページは「新型コロナウイルス感染症関係の国内発生動向」として日々の陽性者数です。4ページは「新型コロナウイルス感染症の都道府県別発生動向」です。千葉県は、令和3年6月17日現在、「陽性者数の累計」では全国7位、「人口10万人あたりの累計陽性者数」では全国10位となっております。6ページは、「国内のワクチン接種状況」です。令和3年6月17日までの接種回数は1回目が2,076万回、2回目が812万回となっております。8ページからは、「経済・雇用指標等」について、38ページからは「政府の対策と実施状況」について、新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策などでございませう。

資料7は、「目安制度の在り方に関する全員協議会における委員からの追

加要望資料」でございます。この中で、業務改善助成金につきましては、令和2年度に千葉労働局においては17件決定しており、全国12位となっております。

資料の説明は以上でございます。今後の御審議の参考にさせていただきたいと存じます。

最後になりますが、6月17日付けで千葉県弁護士会会長から千葉地方最低賃金審議会あてに、「最低賃金大幅引上げの断行及び実効的かつ機動的な中小企業支援を求める会長声明」が送付されました。写しを参考として配付させていただきましたので御確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○ 大澤部会長

事務局からの説明について、何か質問などがございましたら、発言をお願いいたします。また、資料以外のことでも、質問などがございましたら、併せてお願いいたします。

○ 高柳委員

資料ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。毎年いただいている影響率の資料も出していただければと思います。

○ 北川賃金室長補佐

準備が整いましたら、影響率の資料を出させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○ 大澤部会長

使用者側はよろしいですか。

○ 渡部委員

結構です。

○ 大澤部会長

それでは、最後の議題になります。その他といたしまして、今後の審議日程について事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

今年度の地域別最低賃金の審議日程につきましては、6月25日に開催され

た本審議会において、A案とB案をお示しし、御了解をいただいたところでございます。中央最低賃金審議会の目安答申は7月中に行われると思われまので、A案でいけると考えております。A案の審議日程を前提としつつも、仮に目安答申が遅れB案となる場合は、速やかに電話又はメールで委員の皆様へ御連絡を差し上げますので、よろしくお願いいいたします。

事務局からは以上です。

○ 大澤部会長

事務局から説明がありましたとおり、7月中に中央最低賃金審議会から大臣に目安の答申が出る見込みとのこと。A案で確定した場合、次回、第2回の専門部会は8月2日の開催となります。午後1時30分から行われる本審議会に引き続き専門部会を開催しますので、よろしくお願いいいたします。

この時に、先ほど高柳委員から意見のあった資料は出せますか。

○ 北川賃金室長補佐

時期をはっきり申し上げられない理由がありまして、影響率を明らかにするためには、今、私共が行っている最低賃金に関する基礎調査の結果を出さなければなりません。鋭意集計作業を行っておりますので、集計が速やかに済みましたら8月2日に資料として御提出させていただきたいと思っております。努力いたしますので、よろしくお願いいいたします。

○ 大澤部会長

次に、次回の専門部会の進め方でございますが、従来から、第2回専門部会では、まず、労働者側、使用者側の双方から基本的な考え方を御披露いただき、その上で金額審議に入っております。今年も、同じように進めることとしてよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤部会長

それでは、第2回専門部会では、まず、労使それぞれから基本的な考え方を御披露いただき、その上で金額審議に入ることとしますので、準備をよろしくお願いいいたします。

最後に、何か発言されることはございますか。

○ 一同「特になし」の声

○ 大澤部会長

特にないようですので、以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。